

## 2. 伝送設備規律

### (1) 電波利用の目的・区分

情報通信分野の技術革新に伴い、多様な用途に利用できる伝送設備の整備が進んでいることから、電波利用について、通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスを可能とする制度について検討する。

具体的には、従来からの電気通信業務用又は放送用の無線局に加えて、柔軟なビジネス展開を可能にし、コンテンツの流通手段を拡大するため、通信・放送両方のサービスを行うための免許申請や免許を受けた後の柔軟な用途の変更を可能とする制度について、国際法規との整合性の確保、「電波の公平かつ能率的な利用を確保する」という電波法の目的等を踏まえて検討する。

資料4  
資料5

### (2) 電波利用手続

通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスの円滑な市場投入等を可能とするとともに、新たなシステムの円滑な導入等を図るため、技術基準の策定手続、免許手続の見直しを検討する。

地上テレビジョン放送のデジタル化により利用可能となるVHF帯の一部を用いて行う予定の携帯端末向けマルチメディア放送(仮称)のための無線局については、「特定基地局」の開設計画の認定の対象として別途速やかに追加することが適当である。

資料3

### (3) いわゆるホワイトスペース

いわゆるホワイトスペース(放送用などある目的のために割り当てられているが、時間的・地理的・技術的な条件によって他の目的にも利用可能な周波数)の活用可能性について検討する。

資料6  
資料7

### (4) その他検討すべき事項

上記(1)～(3)以外に必要な事項を検討する。